

# 令和8年度 館林市文化会館施設使用料の改定について

日頃より、館林市文化会館をご利用いただき、誠にありがとうございます。施設運営費の上昇に対応するため、令和8年4月1日から、施設使用料が改定されることとなりました。改定後の料金につきましては、本紙裏面をご覧ください。また、「広報たてばやし2月号」及び館林市文化会館・三の丸芸術ホールのホームページでもご覧いただけます。

## 【料金の適用について】

お申込み例	ご利用日	使用の承認（※1）	適用料金
例①	令和8年3月31日迄	令和8年3月末までに使用の承認を受けたもの	旧料金
例②	令和8年4月以降	令和8年3月末までに使用の承認を受けたもの	旧料金 (※2)
例③	令和8年4月以降	令和8年4月以降に使用の承認を受けたもの	新料金

※1 「使用の承認」とは、使用申請を提出し施設使用料を納入後に交付される使用承認書の交付を受けた状態を指します。

※2 経過措置として、令和8年3月末まで（29日まで）に使用の承認を得、かつ、施設使用料を納入済のものは、旧料金が適用されます。

## 【お知らせ】

3月30日（月）・31日（火）は施設使用料の改定へのシステム改修作業等のため、施設使用料等の納入を停止いたします。3月中の納入・使用の承認をご希望される場合には、3月29日（日）までに支払いをお願いします。

## 館林市文化会館料金表

【令和8年4月1日改定・税込】

施設名		入場料	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	
カルピス®ホール (大ホール) ※舞台及びホ ワイエ含む 定員:1,066人	土 ・ 日 ・ 祝 日	無料	21,780円	33,880円	43,560円	
		0円を超える500円以下	23,980円	37,290円	47,960円	
		500円を超える1,000円以下	33,880円	50,820円	67,760円	
		1,000円を超える3,000円以下	50,820円	76,230円	101,640円	
		3,000円を超えるもの	67,760円	101,640円	135,520円	
	平 日	無料	16,940円	25,410円	33,880円	
		0円を超える500円以下	18,700円	28,050円	37,290円	
		500円を超える1,000円以下	25,410円	38,720円	50,820円	
		1,000円を超える3,000円以下	33,880円	50,820円	67,760円	
		3,000円を超えるもの	50,820円	76,230円	101,640円	
舞台のみの場合			4,290円	8,580円	11,440円	
ホワイエのみの場合			4,290円	5,720円	8,580円	
楽屋	樂屋事務室		440円	440円	660円	
	第1樂屋		660円	660円	770円	
	第2樂屋		660円	660円	770円	
	第3樂屋		660円	660円	770円	
	第4樂屋(リハーサル室)		880円	880円	1,210円	
	第5樂屋		660円	660円	770円	
	第6樂屋		660円	660円	770円	
	浴室		1,430円	1,430円	1,430円	

※この表において、市外（両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町を除く。以下同じ。）に住所を有する者又は市外に事務所若しくは事業所を有する個人事業主若しくは法人その他団体（以下「市外に住所を有する者等」という。）が使用する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額に1.2を乗じて得た額（10円未満の端数は切捨て）とする。

※両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町…桐生市・太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町・足利市・佐野市

施設名	定員	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	終日 9:00~22:00
小ホール	300人	3,630円	4,290円	6,050円	13,310円
和室(茶室)	15人	440円	660円	880円	1,980円
1号室	30人	880円	1,100円	1,320円	3,300円
2号室	30人	880円	1,100円	1,320円	3,300円
3号室	70人	2,090円	2,310円	2,860円	7,260円
4号室	40人	1,210円	1,320円	1,870円	4,400円
5号室	20人	660円	770円	1,100円	2,530円
応接室	8人	1,210円	1,320円	1,870円	4,400円

※この表において、市外に住所を有する者等が小ホールを使用する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額に2を乗じて得た額とする。

○附属設備使用料については、館林市文化会館(74-4111)へお問い合わせください。